

「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める意見書

政府は、深刻な米価下落対策に十分な対策をとらないまま、昨年11月19日、新たに26万トンの主食米生産数量を削減する計画を発表しました。

同時に、2022年度から「水田活用の直接支払交付金」の見直しを明らかにしました。その内容は、畦や水路がなく水張りができない水田や、2022年から2026年の5年間に1度も米を作らなかった水田は「水田活用の直接支払交付金」の対象水田から外すというものです。

これが実施されれば、永年作物や牧草地利用など、転作に協力してきた農家への打撃は計り知れません。減反を拡大する一方で、これまで政府に長年にわたって転作に協力してきた農家を交付金の対象から排除することは到底、受け入れられません。さらに重大なことは「畦があっても、水路があっても、5年間に1度も水張りしなければ」交付対象水田から外すことを明言しています。これまで、食料自給率の低い麦・大豆・なたね・そばなどの戦略作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する、重大な裏切りです。交付金の対象から外れる水田は耕作放棄地になり、さらに自給率の低下を招きます。

いま、食料自給率向上を確実に高めるために水田を活用した転作への支援こそ求められています。

交付金の削減を行うことなく、食料自給率向上をめざして、すべての農家を対象にした施策・予算の一層の拡充が必要です。

以上の趣旨から、「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。また自給率が低い戦略作物、農産物に対する交付金・支援策を充実させ、すべての農家経営の安定をはかることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

茨城県結城市議会